

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

## 告 示

ページ

○救急医療機関の認定	(医療政策課)	一
○指定施設の使用に係る使用料の徴収事務の委託	(障害福祉課)	一
○県営土地改良事業換地計画の縦覧	(農村整備課)	一
○保安林の指定の予定	(森林整備課)	二
○保安林の指定	(同)	二
○道路の区域変更(二件)	(道路課)	二
○道路の供用開始	(同)	三
○港湾法に基づく簡易代執行により除去した工作物等の保管について	(港湾課)	三
○開発行為に関する工事の完了(二件)	(建築宅地課)	四
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(契約課)	四
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(教育庁教育企画室)	六
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(警察本部会計課)	八
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定	(同)	八
○公安委員会	(同)	八
○警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則		八
○少年指導委員の委嘱		一一

## 告 示

○宮城県告示第二百六十号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

令和四年四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
東北医科薬科大学病院	仙台市宮城野区福室一丁目二一	令和四年四月一日	令和七年三月三十一日
東北医科薬科大学病院若林病院	仙台市若林区大和町二丁目十九	令和四年四月一日	令和七年三月三十一日

○宮城県告示第二百六十一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条第一項の規定により、宮城県援護寮の使用に係る使用料の徴収事務を令和四年三月二十八日次のとおり委託した。

令和四年四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番三号

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

二 委託期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

○宮城県告示第二百六十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業南三陸地区田表工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和四年四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称  
換地計画書の写し

二 縦覧期間  
令和四年四月四日から令和四年五月六日まで

三 縦覧場所  
南三陸町役場

○宮城県告示第二百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和四年四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

黒川郡大郷町東成田字板谷西山三六

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐とする。

(二) 字板谷西山三六（次の図に示す部分に限る。）

(三) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(四) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(五) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び大郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林に指定する。

令和四年四月一日

宮城県告示第二百六十四号

令和四年四月一日

一 保安林の所在場所  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

本吉郡南三陸町入谷字岩沢三三の三三、三三の四六

二 指定の目的  
水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び南三陸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和四年四月一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線 名 塩釜巨理線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	
前	後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
一一・九	二一・〇	三三・五	六一三・〇
四三・六	四三・六	六二四・〇	六二四・〇

名取市関上中央一丁目無番地先から  
同市関上字新狐島無番地先まで

○宮城県告示第二百六十六号  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和四年四月一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 関上港線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
後	前	一五・〇	二一・〇	一、四八九・九	一、五八三・七
一三・六	三九・六				

○宮城県告示第二百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和四年四月一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	塩釜巨理線	名取市関上中央一丁目無番地先から 同市関上字新狐島無番地先まで	令和四年 四月一日

公 告

○港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十六条の四第一項の規定により命じた措置について、同条第二項の規定により宮城県知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行い、同条第

三項の規定により工作物又は船舶その他の物件（以下「工作物等」という。）を保管したので、同条第四項の規定により公示する。

なお、当該工作物等の保管その他の措置に要した費用は、港湾法第五十六条の四第八項の規定により、当該工作物等の返還を受けるべき所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者その他同条第二項の規定により措置を命ずべき者の負担とする。

令和四年四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 工作物等の名称又は種類、形状及び数量  
別表のとおり
- 二 工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を撤去した日時  
別表のとおり
- 三 工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所  
別表のとおり

四 工作物等を返還するため必要な事項

宮城県仙台塩釜港湾事務所において、当該工作物等の返還を受けるべき所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者であることを証明する書類を提示し、港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）第三十七条に規定する様式（第九号様式）による受領書と引換えに返還するものとする。

五 問合せ先

宮城県仙台塩釜港湾事務所

仙台市宮城野区港三丁目一番三号

電話（〇二二）二五四―三三三三

六 関係図書の閲覧場所

宮城県土木部港湾課及び宮城県仙台塩釜港湾事務所

別表

整理番号			保管した工作物等		保管した工作物等一覧簿
名称又は種類	形状	数量	放置されていた場所	撤去した日時	保管を始めた日時
					保管の場所
					備考

一	船舶							
二	船舶	プレジ ヤーボ ート	一隻	宮城郡七ヶ 浜町(代ケ 区内)	令和四年三 月一日午後 一時五十五 分	令和四年三 月一日午後 二時三十分	宮城郡七ヶ 浜町(代ケ 区内)	船舶番号 二一〇一 一六七三
				宮城郡七ヶ 浜町(代ケ 区内)	令和四年三 月一日午後 二時四十分	令和四年三 月一日午後 三時二十分	宮城郡七ヶ 浜町(代ケ 区内)	船名 WORLD

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和四年四月一日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる  
地域の名称  
宮城県知事 村 井 嘉 浩  
宮城郡利府町加瀬字北窪五十七番三、五十八番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
宮城郡利府町加瀬字河原二十九番地 ビックブ  
ロード一〇二号室  
鈴木 翔太

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和四年四月一日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる  
地域の名称  
宮城県知事 村 井 嘉 浩  
宮城郡利府町赤沼字櫃ヶ沢二十三番二

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
宮城郡松島町手樽字銭神十六番地の三  
丹野 勝治

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和四年四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量 電子プロンプマイクロナライザ 一式

- 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 納入期限 令和五年三月二十四日（金）
- 納入場所 宮城県産業技術総合センター（宮城県仙台市泉区明通二丁目二番地）
- 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）

第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三三五）へ令和四年四月八日（金）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課物品班（担当 内田 香穂 電話〇二二一二一一三三三五）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和四年四月十二日（火）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和四年四月八日（金）午前九時から令和四年四月十二日（火）午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和四年四月十二日（火）午後五時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和四年四月十四日（木）午前九時から令和四年四月十八日（月）午後五時まで  
(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和四年四月十八日（月）午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

令和四年四月十九日（火）午前十時 宮城県行政庁舎十八階一八〇三会議室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札

に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Electron Probe Microanalyzer (1 set)

2 Deadline for Delivery : March 24, 2023 (Fri.)

3 Place of Delivery : Industrial Technology Institute, Miyagi Prefectural Government (as written in the specification).

4 Deadline for Bid Submission : April 18, 2022 (Mon.), 5:00 pm.

5 Contact Information : Kaho Uchida, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8570 Japan, TEL.: 022-211-3333

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only.

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和四年四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 令和四年度 ICT 支援員配置業務 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 契約締結日から令和五年三月二十四日まで

4 履行場所 県立学校等(三十三か所)

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一條第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三條第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四條第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七條第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者について、その者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。  
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図

り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二十条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしている」と認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 当該調達案件に係る入札説明書及び仕様書の原本の交付を受けていること。

9 過去2年以内に、学校現場におけるICT支援業務の受注実績を有すること。

10 教育情報化コーディネータ2級以上の有資格者又はICT支援員能力認定試験に合格した者を現地支援員の指導、助言に当たらせること。

11 企業連合にあつては、次のいずれにも該当すること。

(一) すべての構成員が、1から7までの要件の全てを満たしていること。

(二) 構成員のいずれかが、8から10までの要件を満たしていること。

(三) 企業連合の構成員が、他の企業連合の構成員として、又は単独により本入札に参加していないこと。

12 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一一一三三三五）へ令和四年四月四日（月）までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより、あらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 郵送又は書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
千九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

3 入札説明書及び仕様書の交付期間  
宮城県教育庁教育企画室情報推進班（担当 長田 電話〇二二一一一三六一二）  
令和四年四月一日（金）から令和四年四月六日（水）まで（ただし、日曜日、土曜日及び国民

の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する祝日（以下「祝日」という。）を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。

4 入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書等の交付を受け、電子調達システム又は郵送若しくは持参により入札参加資格確認申請を行い、参加資格の審査を受けなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

令和四年四月八日（金）午前九時から令和四年四月十二日（火）午後五時まで

(二) 郵送による場合

令和四年四月八日（金）午前九時から令和四年四月十二日（火）午後五時までに2の場所まで到達すること（郵送方法は、簡易書留郵便等配達記録がなされるものに限る。）

(三) 持参による場合

6 の開札日時及び場所に持参し、提出すること。また、提出の際は、4の入札参加資格確認結果の通知の写し及び代理人による入札の場合は委任状を持参すること。

6 開札の日時及び場所

令和四年四月十八日（月）午前九時

宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎十六階 教育企画室

四 入札に参加することができる者

二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第百十三条及び第百十四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮

城県規則第四十五号) 第二条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する金額を加算した金額(当該金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Service to be Procured : ICT support staff service for FY2022 (1 set)

2 Contract Period : From day of contract settlement to March 24, 2023

3 Place of Implementation : Prefectural schools and other locations (33 locations)

4 Deadline and Place for Bid Submission : April 15, 2022, 5 : 00 p.m. Information Promotion Section, Education Planning Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture

5 Time and Place for Bid Selection : April 18, 2022, 9 : 00 a.m. Education Planning Division office, Miyagi Prefectural Government Building, 16th floor

6 Contact Information : Information Promotion Section, Education Planning Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi Prefecture 980-8423 JAPAN Tel: 022-211-3612

7 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達については、次のとおり落札者を決定した。

令和四年四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 交通管制システム保守点検業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和四年三月二十三日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 オムロンフィールドエンジニアリング株式会社東北支店 仙台市青葉区二日町二番十五号

五 落札金額 六千五十万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和四年二月七日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和四年四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 共通管理システム等運用保守業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 令和四年三月十日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 日本電気株式会社東北支社 仙台市青葉区中

央四丁目六番一号

五 契約金額 八千三百六十九万六千六百九十円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の二第一項第二号該当

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第7号

警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年4月1日

宮城県公安委員会委員長 山口 哲男

警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則

警察署の下部機構に関する規則(昭和29年宮城県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正



する。

改正前	改正後
-----	-----

別表第2 (第3条関係)  
駐在所の名称及び位置

別表第2 (第3条関係)  
駐在所の名称及び位置

警察署名	名 称	位 置
石巻警察署	(略)	(略)
	赤井駐在所	東松島市赤井字川前三番153番地1
	(略)	(略)

警察署名	名 称	位 置
石巻警察署	(略)	(略)
	(略)	(略)

別表第3 (略)  
別表第4 (第4条関係)  
仙台中央警察署～仙台北警察署 (略)  
仙台東警察署

別表第3 (略)  
別表第4 (第4条関係)  
仙台中央警察署～仙台北警察署 (略)  
仙台東警察署

名称	受持区域
(略)	(略)
高砂交番	仙台市宮城野区のうち 岩切(引目)、栄一丁目から栄五丁目まで、高砂一丁目、高砂二丁目、田子一丁目から田子三丁目まで、田子、田子西一丁目から田子西三丁目まで、鶴巻一丁目、鶴巻二丁目、中野(北上及び高橋前)、福住町、福田町一丁目から福田町四丁目まで、福田町南一丁目、福田町南二丁目、福室一丁目から福室七丁目まで、福室(県道前、境四

名称	受持区域
(略)	(略)
高砂交番	仙台市宮城野区のうち 岩切(引目)、栄一丁目から栄五丁目まで、高砂一丁目、高砂二丁目、田子一丁目から田子三丁目まで、田子、田子西一丁目から田子西三丁目まで、鶴巻一丁目、鶴巻二丁目、中野(北上及び高橋前)、福住町、福田町一丁目から福田町四丁目まで、福田町南一丁目、福田町南二丁目、福室一丁目から福室七丁目まで、福室(県道前、境四

番\_\_\_\_\_)

番、向川原及び山谷地)

(略)

(略)

仙台市宮城野区のうち  
出花一丁目から出花三丁目まで、蒲生一丁目、蒲生二丁目、蒲生(町、屋敷、西屋敷添、東屋敷添、荒田、北荒田、山神、北中河原(七北田川の北側の地域)、北下河原及び二本木(県道塩釜亘理線の東側の地域)

仙台市宮城野区のうち  
出花一丁目から出花三丁目まで、蒲生一丁目から蒲生五丁目まで、蒲生(荒田、北上河原(七北田川の北側の地域(七北田川を含む。))、北下河原、北中河原(七北田川の北側の地域(七北田川を含む。))、西屋敷添、二本木、念仏田、東屋敷添、町及び屋敷)、白鳥

仙台港交番

仙台港交番

一丁目、白鳥二丁目、仙台港北一丁目、仙台港北二丁目、中野一丁目から中野五丁目まで、中野(北上及び高橋前を除く。)

\_\_\_\_\_、港一丁目から港五丁目まで

一丁目、白鳥二丁目、仙台港北一丁目、仙台港北二丁目、中野一丁目から中野五丁目まで、中野(北上及び高橋前を除く。)、福室(上河原(七北田川を含む。))及び下河原(七北田川の北側の地域(七北田川を含む。))、港一丁目から港五丁目まで

岡田駐在所

岡田駐在所

仙台市宮城野区のうち  
岡田、岡田西町、蒲生(七北田川の南側の地域)、福室(弁当、平柳、原田、新原田、久保野、小原、田中、田中前、田中東及び御蔵前)

仙台市宮城野区のうち  
岡田、岡田西町、蒲生(七北田川の南側の地域)、福室(御蔵前二番、御蔵前三番、上河原(七北田川の南側の地域)、久保野一番、久保野二番、小原一番、小原二番、下河原(七北田川の南側の地域)、新原田、田中、田中東一番、田中東二番、田中前一番、田中前二番、原田一番、原田二番、平柳、弁当二番及び弁当

_____ (略)
_____ (略)

泉警察署～大和警察署 (略)  
石巻警察署

名称	受持区域
(略)	(略)
石巻市のうち 鹿妻一丁目から鹿妻五丁目まで、鹿妻東、鹿妻本町、川口町一丁目から川口町三丁目まで、魚町一丁目から魚町三丁目まで、大門町一丁目から大門町四丁目まで、八幡町一丁目、八幡町二丁目、不動町一丁目、不動町二丁目、緑町一丁目、緑町二丁目、湊、湊町一丁目から湊町四丁目まで_____、明神町一丁目、明神町二丁目、松並町一丁目、松並町二丁目、吉野町一丁目から吉野町三丁目まで	(略)
湊交番	(略)
東松島市のうち あおい一丁目からあおい三丁目まで_____、大楯、大曲、小松、新館前、みそら一丁目、みそら二丁目、矢本	(略)
赤井駐在所	東松島市のうち 赤井
(略)	(略)

三番 (略)
_____ (略)

泉警察署～大和警察署 (略)  
石巻警察署

名称	受持区域
(略)	(略)
石巻市のうち 鹿妻一丁目から鹿妻五丁目まで、鹿妻東、鹿妻本町、川口町一丁目、川口町三丁目、_____、魚町一丁目から魚町三丁目まで、大門町二丁目から大門町四丁目まで、八幡町一丁目、八幡町二丁目、不動町一丁目、不動町二丁目、緑町一丁目、緑町二丁目、湊、湊町一丁目から湊町四丁目まで、湊西一丁目から湊西三丁目まで、明神町一丁目、明神町二丁目、松並町一丁目、松並町二丁目、吉野町一丁目から吉野町三丁目まで	(略)
湊交番	(略)
東松島市のうち あおい一丁目からあおい三丁目まで、赤井、大楯、大曲、小松、新館前、みそら一丁目、みそら二丁目、矢本	(略)
赤井駐在所	東松島市のうち 赤井
(略)	(略)

気仙沼警察署～角田警察署 (略)  
巨理警察署

名称	受持区域
(略)	(略)
巨理郡巨理町のうち	五日町、祝田、裏城戸、逢隈榎袋、逢隈鹿島、逢隈上郡、逢隈高屋(鳥矢崎、新釜、中原、北原、前原及び谷地)
署所在地交番	_____を除く。)、逢隈鷲屋、逢隈下郡、逢隈神宮寺、逢隈蔵、上茨田、亀井戸、上町、北新町、旧館、桜小路、下小路、下茨田、台田、館南、道田西、中町、中町東、長瀬(長井戸、中篠、河原、平場、堂前、鹿野、砂取場、下釣、中釣、西谷地、八幡前、柴西、稲荷前、鳥飼、泉、下谷地、入山、菅根及び橋元)、新井町、堀の内、南新田、南町、吉田(池田、橋下、北田、大畑、大沢、宮前、作田、向山、中原、菅根、松元、岩下、堰合、境、松崎、内谷、堂下、堂ノ入、北、西、南、大坂、畑中、一ノ坂、坂下、山下、谷地添、原下、原添、_____畑

気仙沼警察署～角田警察署 (略)  
巨理警察署

名称	受持区域
(略)	(略)
巨理郡巨理町のうち	字榎袋、字鹿島、字上郡、字高屋、字鷲屋、字悠里、五日町、祝田、裏城戸、逢隈榎袋、逢隈鹿島、逢隈上郡、逢隈高屋(石堂東(常磐自動車道の東側地域)、北原、新釜、新篠子橋(常磐自動車道の東側地域)、新前原、新谷地(常磐自動車道の東側地域)、鳥西、鳥東、鳥南、鳥屋崎、中原及び前原を除く。)、逢隈鷲屋、逢隈下郡、逢隈神宮寺、逢隈蔵、上茨田、亀井戸、上町、北新町、旧館、桜小路、下小路、下茨田、台田、館南、道田西、中町、中町東、長瀬(長井戸、中篠、河原、平場、堂前、鹿野、砂取場、下釣、中釣、西谷地、八幡前、柴西、稲荷前、鳥飼、泉、下谷地、入山、菅根及び橋元)、新井町、堀の内、南新田、南町、吉田(池田、橋下、北田、大畑、大沢、宮前、作田、向山、中原、菅根下、松元、岩下、堰合、境、松崎、内谷、堂下、堂ノ入、北、西、南、大坂、畑中、一ノ坂、坂下、山下、谷地添、原下、原添及び畑

<p>尻及び北畑)</p> <p>(略)</p>	<p>尻 )</p> <p>(略)</p>
<p>亶理郡亶理町のうち 字苅里、字苅浜、長瀨(南原、小橋、大橋、舟入、新海岸、大塚及び上釣)、吉田(原、大塚、流、須賀畑、小橋、板橋、浜谷地、通橋、大谷地、塩田、内浦、村、道上、道下、砂浜、南上、南中、南下、北上、北下、分残及び上塚、 )</p>	<p>亶理郡亶理町のうち 字苅里、字苅屋崎、字花苅、字荒浜、逢隈高屋(石堂東(常磐自動車道の東側地域)、北原、新釜、新藤子橋(常磐自動車道の東側地域)、新前原、新谷地(常磐自動車道の東側地域)、島西、島東、島南、島屋崎、中原及び前原)</p>
<p>亶理郡亶理町のうち 字荒浜、字花苅、字荒浜、逢隈高屋(中原、前原、新釜、北原、谷地及び鳥矢崎 )</p>	<p>亶理郡亶理町のうち 浅生原(砂押を除く。)、大平、小平、高瀬(東石山原、西石山原、南山神、北山神、北の原、宿原、宮後、柳町、竹の内原、加茂川、大久保、室原、中島、南下高瀬、北下高瀬、西山下、館下、紅葉、南耕土、西中耕土、中北耕土、北、梅田、蟹田、桜田、合戦原及び上土取場)、八手庭、山寺(山下、石田、古屋敷、物見前、樋前、浦沢、堤山、日向、</p>
<p>亶理郡山元町のうち 浅生原(砂押を除く。)、大平、小平、高瀬(東石山原、西石山原、南山神、北山神、北の原、宿原、宮後、柳町、竹の内原、加茂川、大久保、室原、中島、南下高瀬、北下高瀬、西山下、館下、紅葉、南耕土、西中耕土、中北耕土、北、梅田、蟹田、桜田、合戦原及び上土取場)、八手庭、山寺(山下、石田、古屋敷、物見前、樋前、浦沢、堤山、日向、</p>	<p>亶理郡山元町のうち 浅生原(砂押を除く。)、大平、小平、高瀬(東石山原、西石山原、南山神、北山神、北の原、宿原、宮後、柳町、竹の内原、加茂川、大久保、室原、中島、南下高瀬、北下高瀬、西山下、館下、紅葉、南耕土、西中耕土、中北耕土、北、梅田、蟹田、桜田、合戦原及び上土取場)、八手庭、山寺(山下、石田、古屋敷、物見前、樋前、浦沢、堤山、日向、</p>

<p>谷原、石垣、的場、南原、八山、石堂、赤坂、沼田、堂目木、作田山、山下町東、上籠田、南籠田、北籠田、大道及び新山)、鷺足</p> <p>(略)</p>	<p>谷原、石垣、的場、南原、八山、石堂、赤坂、沼田、堂目木、作田山、山下町東、上籠田、南籠田、北籠田、大道及び新山)、鷺足</p> <p>(略)</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○宮城県公安委員会告示第41号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第38条第1項、少年指導委員規則(昭和60年国家公安委員会規則第2号)第2条及び少年指導委員運営規程(昭和60年宮城県公安委員会規程第1号)第3条の規定により、令和4年4月1日付けで、少年指導委員を次のとおり委嘱した。

なお、令和2年宮城県公安委員会告示第49号、令和2年宮城県公安委員会告示第145号、令和3年宮城県公安委員会告示第35号は廃止する。

令和4年4月1日

宮城県公安委員会委員長 山口 哲男

氏 名	連 絡 先	活 動 区 域
竹 田 英 子	仙台市青葉区五橋一丁目3番19号 宮城県仙台中央警察署生活安全課 022-222-7171	警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和29年宮城県条例第32号。以下「条例」という。)別表に規定する宮城県仙台中央警察署の管轄区域
伊 藤 博 司		
田 中 耕 一		
阿 部 馨 一 郎		
神 永 久 次 郎		
東 郷 範 子		

菊地厚子	仙台市太白区長町六丁目2番7号 宮城県仙台南警察署生活安全課 022-246-7171	条例別表に規定する 宮城県仙台南警察署 の管轄区域
遠藤公子		
三上真理子		
黒澤彰		
佐野寛		
安住浩一		
三原美樹		
兵庫千枝		
三浦志津子		
林守俊		
鈴木宏宜		
塚野潔		
江戸三知子		
佐藤洋子		
西村由起子		
後藤てるみ		
斎藤葉子		
鴨田真一		
阿部祐子		

中鉢敦子	仙台市青葉区昭和町3番13号 宮城県仙台北警察署生活安全課 022-233-7171	条例別表に規定する 宮城県仙台北警察署 の管轄区域
佐藤みよ子		
寺下昌子		
横山里江子		
井坂和美		
遠藤啓子		
小野雅司		
山口辰巳		
菅野澄枝		
安達直美		
小岩史		
鎌田広司		
佐々木佳世子		
高橋司	仙台市泉区泉中央一丁目2番地の5 宮城県泉警察署生活安全課 022-375-7171	条例別表に規定する 宮城県泉警察署の管 轄区域
高橋美喜子		
阿部裕子		
上村寿子		
田村幸子		
熊谷元和		
田口厚子	仙台市若林区荒井東一丁目8番地の2 宮城県若林警察署生活安全課 022-390-7171	条例別表に規定する 宮城県若林警察署の 管轄区域

河野敬子	塩竈市北浜四丁目6番41号 宮城県塩釜警察署生活安全課 022-362-4141	条例別表に規定する 宮城県塩釜警察署の 管轄区域	津田由紀	気仙沼市赤岩杉ノ沢47番地6 宮城県気仙沼警察署生活安全課 0226-22-7171	条例別表に規定する 宮城県気仙沼警察署 の管轄区域		
渡邊かおり			千葉敦司				
庄子悦子			土井芳伸				
斎藤晴美			佐藤秀俊				
阿部礼子			山本文乃				
阿部健一			藤原智				
佐藤美代子			鈴木政恵				
佐藤キヨ子			藤田純一				
今野忠義			村上美香			春日とみ子 登米市迫町佐沼字中江五丁目11番地5 宮城県佐沼警察署生活安全課 0220-22-2121	条例別表に規定する 宮城県佐沼警察署の 管轄区域
高橋久美子			門脇昭雄			荻原美貴	登米市登米町寺池日子待井265番地 宮城県登米警察署生活安全課 0220-52-2121
猪股俊郎	尾形勝徳	須藤明美	今野千代以 石巻市相野谷字杉ヶ崎20番地 宮城県河北警察署生活安全課 0225-62-3411	条例別表に規定する 宮城県河北警察署の 管轄区域			
丹野健一	高橋敏昭	山崎佳彦	山内洋子 本吉郡南三陸町志津川字新井田34番地166 宮城県南三陸警察署生活安全課 0226-46-3131	条例別表に規定する 宮城県南三陸警察署 の管轄区域			
佐藤賢一	根来賢晴	八木和広	遠山昇	大崎市古川大宮一丁目1番17号 宮城県古川警察署生活安全課 0229-22-2311	条例別表に規定する 宮城県古川警察署の 管轄区域		
高橋壽昭	熊谷大輔	吉田和夫	鈴木和江				
岡部栄二							

遠藤 勇		
中條 隆		
早坂 みよ子		
本間 良太郎	遠田郡美里町藤ヶ崎一丁目81番地 宮城県遠田警察署生活安全課 0229-33-2321	条例別表に規定する 宮城県遠田警察署の 管轄区域
下村 栄子		
庄司 大功	栗原市若柳字川北原畑4番地4 宮城県若柳警察署生活安全課 0228-32-3111	条例別表に規定する 宮城県若柳警察署の 管轄区域
後藤 隆弘		
加藤 富士子	栗原市築館字留場中田201番地2 宮城県築館警察署生活安全課 0228-22-1101	条例別表に規定する 宮城県築館警察署の 管轄区域
柴田 靖之		
小野 弘美	大崎市鳴子温泉字車湯92番地12 宮城県鳴子警察署生活安全課 0229-82-2249	条例別表に規定する 宮城県鳴子警察署の 管轄区域
遠藤 明美		
早坂 宣治	加美郡加美町字町裏103番地1 宮城県加美警察署生活安全課 0229-63-2311	条例別表に規定する 宮城県加美警察署の 管轄区域
石山 健治郎		
石井 利江	柴田郡大河原町字小島21番地8 宮城県大河原警察署生活安全課 0224-53-2211	条例別表に規定する 宮城県大河原警察署 の管轄区域
丹羽 宜博		
平間 幸弘		
佐藤 文比古	白石市大平森合字清水田4番地1 宮城県白石警察署生活安全課 0224-25-2138	条例別表に規定する 宮城県白石警察署の 管轄区域
半沢 洋子		
氏家 清裕	角田市角田字扇町5番地7 宮城県角田警察署生活安全課 0224-63-2211	条例別表に規定する 宮城県角田警察署の 管轄区域
山懸 みや子		

玉田 俊一	亶理郡亶理町字旧館61番地21 宮城県亶理警察署生活安全課 0223-34-2111	条例別表に規定する 宮城県亶理警察署の 管轄区域
齋藤 朱実		